



■嬉野市 茶畑

今月の記事

●日本年金機構

- ・平成23年度 社会保険・労働保険事務説明会の開催について 2
- ・国民年金保険料額が改定されました 3
- ・平成23年4月から年金額が改定されました 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- ・出産育児一時金 4~5

●(財)佐賀県社会保険協会

- ・皆様の職場へ講師を派遣いたします! 6
- ・ウォーキングマップ(嬉野市:みゆき公園コース) 7

- ・年金相談窓口開設等のご案内 8
- ・一般的な年金相談に関するお問い合わせは 8
- ・ねんきん定期便専用ダイヤル 8

事業主の皆様へ

平成
23年度

社会保険・労働保険事務説明会の開催について

被保険者が実際に受ける報酬と標準報酬月額とに大きな差が生じないように、毎年1回、全被保険者を対象に、4月・5月・6月に支払われた報酬を基に標準報酬月額の見直しを行います。(定時決定)

その際に提出をしていただく「標準報酬月額算定基礎届」等についての事務、労働保険の年度更新等の事務及び健康保険給付等に関する事務の説明会を下記の日程で開催いたしますので、事務担当者様のご出席をお願いいたします。

地区	開催	時間	会場	所在地
鳥 栖	6月13日 (月)	13:45~16:00	鳥栖市民文化会館 (0942-85-3645)	鳥栖市宿町807-17
佐 賀	6月22日 (水)	9:45~12:00 (午前の部)	佐賀市文化会館大ホール (0952-32-3000)	佐賀市日の出1丁目21-10
佐 賀	6月22日 (水)	13:45~16:00 (午後の部)	佐賀市文化会館大ホール (0952-32-3000)	佐賀市日の出1丁目21-10
唐 津	6月15日 (水)	13:45~16:00	唐津市文化体育館文化ホール (0955-73-2888)	唐津市和多田大土井1番1号
伊万里	6月16日 (木)	13:45~16:00	伊万里市民センター (0955-22-3911)	伊万里市松島町391-1
武 雄	6月20日 (月)	13:45~16:00	武雄市文化会館大ホール (0954-23-5165)	武雄市武雄町武雄5538番地1
鹿 島	6月21日 (火)	13:45~16:00	鹿島市民会館 (0954-63-2105)	鹿島市納富分2643-1

※昨年度、小城市、神崎市、有田町の会場で実施しておりました事務説明会については、平成23年度においては実施しませんので、あしからずご了承ください。

平成23年度の算定基礎届の提出先につきましては、**7月11日(月)**までに下記あて
郵送によりご提出ください。

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル5F

日本年金機構 佐賀事務センター

◆ただし、ご案内の書類に年金事務所あて提出をお願いしている事業主様(届書等に㊟印を押してあります)におかれましては、年金事務所へご提出をお願いいたします。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122

国民年金保険料額が改定されました

平成23年4月分から平成24年3月分までの国民年金保険料は、**月額15,020円**になりました。
納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

まだ納付がお済みでない方は、至急お近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納付してください。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

保険料についてご不明な点がございましたら、お近くの年金事務所にお尋ねください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

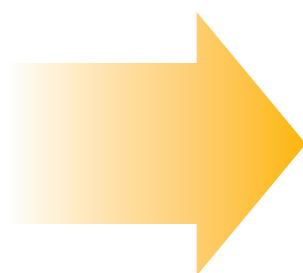
平成23年4月から年金額が改定されました

平成23年3月までに実際に支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた経緯から、特例的に本来よりも高い水準で支払われていましたが、平成22年の物価が前年比で0.7%下がった結果、基準である平成17年の物価水準を0.4%下回ったため、平成23年4月分からの年金額は、0.4%減額されることとなりました。

【年金額改定の例】

老齢基礎年金(40年間国民年金定額保険料を納付された方)

平成23年
3月まで
792,100円
(年額)



平成23年
4月から
788,900円
(年額)



※年金額改定通知書については、平成23年6月中旬頃送付予定です。
(一部の方については、平成23年5月に送付される場合もあります。)

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所お客様相談室 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所お客様相談室 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所お客様相談室 TEL0954-23-0121

出産育児一時金

しゅつさん
いくじ
いちじきん

支給額

一見ごとに42万円

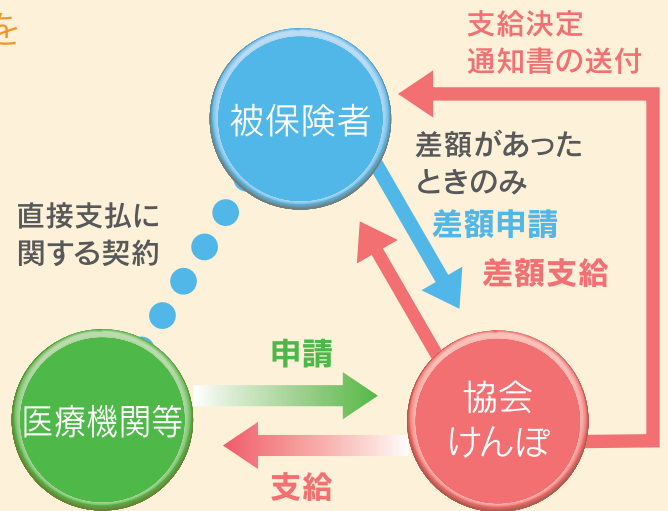
(産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は39万円)

申請方法

1.直接支払制度

被保険者と医療機関等で出産育児一時金を医療機関等が受給するという契約を交わし、医療機関等が申請をして受給します。これにより被保険者は42万円までの出産費用の支払いが不要になります。

出産費用が42万円未満だったときは、被保険者が申請することにより差額が被保険者に支給されます。



※直接支払制度に対応していない医療機関等もあります。出産予定の医療機関等にご確認ください。

出産日の約2ヶ月後に医療機関等へ支給します。支給終了後、被保険者に「支給決定通知書」をお送りします。

● 出産費用が42万円未満だったときのみ申請が必要です。

● 申請される時期により添付書類と提出時期が異なります。

	支給決定通知書が届く前に (出産直後に)申請する場合	支給決定通知書が届いた後に 申請する場合
申請書名	健康保険 被保険者家族 出産育児一時金 内払金支払依頼書 差額申請書	
添付書類	・領収明細書(写) ・医療機関等から交付される直接支払制度に係る代理契約に関する文書(写)	不要
提出時期	出産日の翌日から2年以内	支給決定通知書が届いたと認められる日の翌日から2年以内
申請者	被保険者	

被保険者または被扶養者が出産する場合、「出産育児一時金」が支給されます。



- 妊娠4ヶ月以後(85日以後)の出産については、生産、死産、早産、流産、人工妊娠中絶を問わず支給されます。

2. 一般(直接支払制度を利用しない場合)

出産費用を医療機関等に支払った後で、被保険者が申請します。
被保険者が受給します。

申請書名	健康保険 被保険者家族 出産育児一時金支給申請書
添付書類	・領収書(写) ・医療機関等から交付される直接支払制度に係る代理契約に関する文書(写)
提出時期	出産日の翌日から2年以内
申請者	被保険者

3. 貸付制度・受取代理制度

直接支払制度に対応していない医療機関等で出産し、出産費用の支払いが難しい場合は、貸付制度と受取代理制度での申請もできます。詳しくはお問い合わせください。

支給額の引き上げと 直接支払制度について

平成21年10月1日から始まりました、支給額の38万円から42万円への増額と、医療機関等への直接支払制度は、平成23年3月31日までの暫定措置でしたが、平成23年4月1日以降も継続されることとなりました。

産科医療補償制度

出産に関連して重度脳性麻痺になった新生児が速やかに補償をうけられること、原因を分析・研究することにより、安心して出産できる環境を整備することを目的とした制度です。詳細は、医療機関等にお問い合わせください。

全国健康保険協会(協会けんぽ)佐賀支部

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階

TEL 0952-27-0611

佐賀全国健康保険協会

検索



皆様の職場へ 講師を派遣いたします！



佐賀県社会保険協会では、職場で働く皆さまの健康管理と健康保持・増進のために「職場の健康づくり」をお手伝いします。また、退職前の方を対象に年金制度を中心とした社会保険全般の知識、退職後の生きがい、家庭経済に必要な知識を提供し、充実したシニアライフを過ごしていただくためのセミナーを開催いたします。日時場所などは自由に設定できますので、皆様のスケジュールに合わせてご利用ください。

年金シニアセミナー

社会保険労務士などが皆さまの職場に出向いて、年金を中心とした社会保険制度の周知や退職後の諸手続き等についての講義、及びちょっとした相談などにも応じます。

健康づくり講習会

保健師・トレーナー・管理栄養士などが皆さまの職場に出向いて、職場における健康づくりなどお好きなテーマで講義いたします。

保健師による健康相談

保健師が直接、皆さまの職場までお伺いし、従業員の方々に健康相談を行います。生活習慣病の予防や個々人の健康について個別相談に応じます。

日頃のちょっとした気になることなどお気軽にご相談ください。

財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL 0952-26-3171 FAX 0952-26-3377

講師派遣申込書

平成 年 月 日

(財)佐賀県社会保険協会 御中

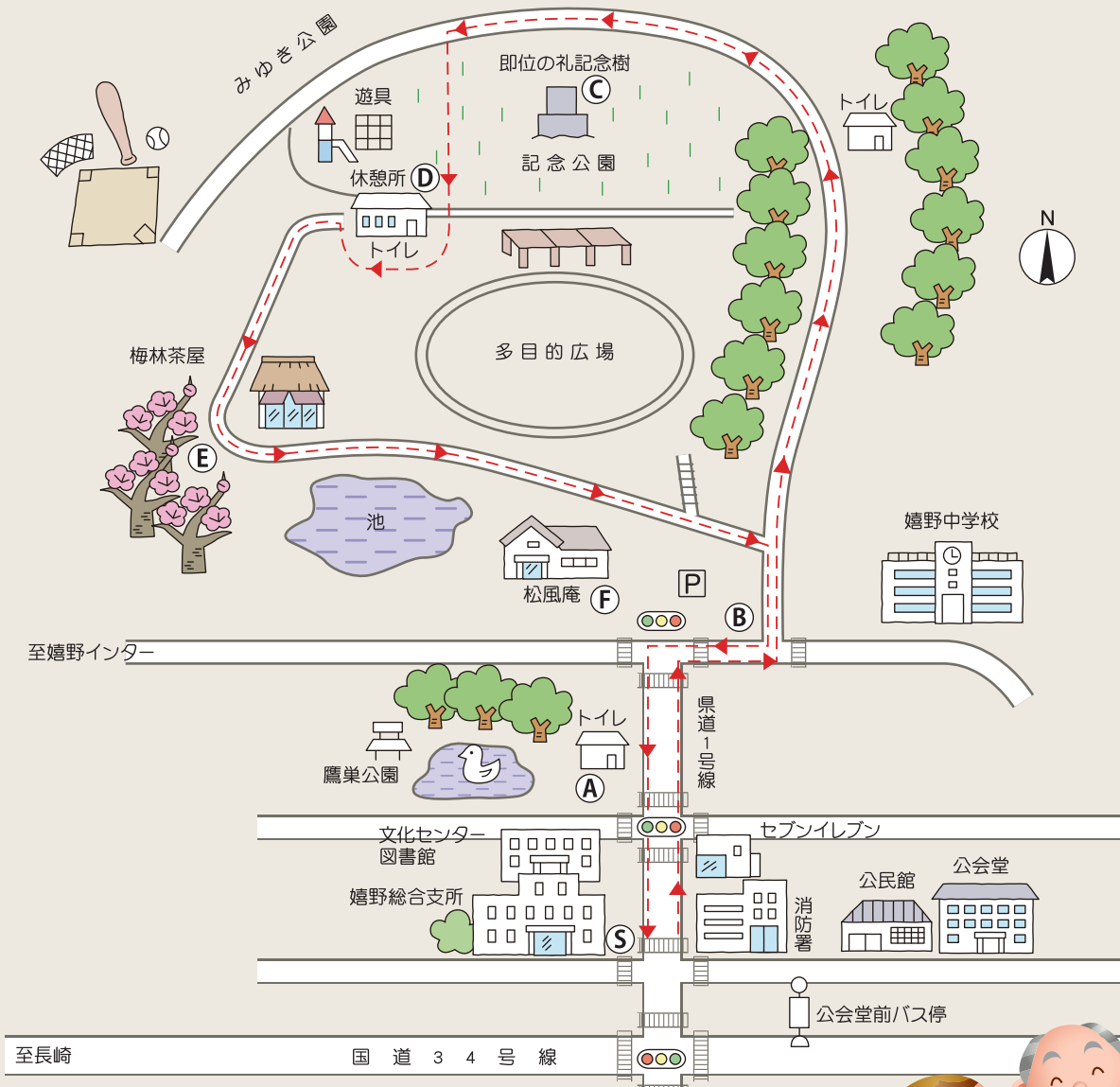
整理番号	◀おわかりになる範囲で結構です。		
事業所在地	〒		
事業所名			
担当者名	電話番号		
実施希望日時	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
参加人数	男子 名 女子 名 合計 名	平均年齢	歳
実施場所			
希望講義 (どちらか選択)	1. 年金シニアセミナー・相談 2. 健康づくり講習会		
健康づくり講習会希望講師・内容(☑をお願いします)			
<input type="checkbox"/> (保健師・トレーナー・管理栄養士)による講習会			
<input type="checkbox"/> 保健体育専門家による実技指導講習会			
<input type="checkbox"/> 保健師による健康相談			
希望テーマ			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事業以外の目的には使用いたしません。

※実施場所につきましては、詳しい地図などございましたら申込書に添付してください。

みゆき公園コース

起点の所在地 ● 嬉野市嬉野町下宿



コースの距離と時間 (総距離・時間：3.6km・45分)

⑤嬉野市役所嬉野総合支所 $\xrightarrow[3分]{0.2km}$ ①鷹巣公園 $\xrightarrow[12分]{1km}$ ②みゆき公園入口 $\xrightarrow[6分]{0.5km}$
 ③松風庵(みゆき公園記念館) $\xrightarrow[4分]{0.3km}$ ④梅林茶屋 $\xrightarrow[3分]{0.2km}$ ⑥休憩所 $\xrightarrow[3分]{0.2km}$ ⑦即位の礼記念樹前

九州横断自動車道・嬉野インターのそばにあり、スポーツ施設の他、様々な遊戯施設等があり、家族のふれあいの場となっています。また、コスモス畑や藤棚、梅林園もあり、四季折々の花を楽しむことができます。

年金相談窓口開設等のご案内

●平成23年6月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1 多久市役所 (予約)	2 鳥栖市役所 (予約)	3 伊万里市役所 (予約)	4
5	6 延長相談 19時まで	7 鹿島市民会館 (予約)	8 有田町役場 東庁舎 (予約)	9 鳥栖市役所 (予約)	10 伊万里市役所 (予約)	11 休日相談日
12	13 延長相談 19時まで	14 基山町役場 (予約)	15 多久市役所 (予約)	16 鳥栖市役所 (予約)	17 伊万里市役所 (予約)	18
19	20 延長相談 19時まで	21 鹿島市民会館 (予約)	22 有田町役場 本庁舎 (予約)	23 鳥栖市役所 (予約)	24 伊万里市役所 (予約)	25
26	27 延長相談 19時まで	28 基山町役場 (予約)	29	30		

※休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」も一部併設しております。
相談時間 10:00～15:00(伊万里市役所は、9:30～15:00)

※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。 ☎0952-27-0611

《出張相談(予約制) 相談時間10:00～15:00》

出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所 鹿島市民会館	唐津年金事務所 0955-72-5161 鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

《県内年金事務所における相談時間》

平日	8:30～17:15
毎週月曜日	8:30～19:00(休日の場合は翌日)
第2土曜日	9:30～16:00

予約相談も受付けております。

※希望される日の前日までに予約をお願いします。

※唐津・武雄年金事務所は、第2土曜日については完全予約制です。

- 佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

●一般的な年金相談に関するお問い合わせは

『ねんきんダイヤル』0570-05-1165

(ナビダイヤル)

ご利用方法(ナビダイヤルの場合)

自動音声応答の後にご用件の番号をお選びください。

- 一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。
- 大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。
- 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

(受付時間) ●月～金曜日:午前8時30分から午後5時15分まで ●第2土曜日:午前9時30分から午後4時まで
(月曜日は午後7時まで受付時間延長)

- 祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- お電話の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- 自動音声応答の番号及び内容は追加・変更される場合があります。



●『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』0570-058-555 (ナビダイヤル)

- 一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
- 大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。
- 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

(受付時間) ●月～金曜日:午前9時から午後8時まで ●第2土曜日:午前9時から午後5時まで

- 祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- お電話の際は、「ねんきん定期便」または基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- このダイヤルでは「ねんきん特別便」「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

社会保険料は納期内に納付しましょう。

平成23年5月分保険料の納付期限は平成23年6月30日(木)です。

ご注意ください!!

※平成23年5月分の社会保険料計算に係る届書は6月6日(月)までに到着するようお届けください。
その後到着した場合は平成23年5月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。